

## いじめ問題への対応の要諦 7

## 問題解決的アプローチ

次の事項を踏まえ、<u>学校いじめ対策委員会(以下、「委員会」という。)を中核とした対応の徹底を図る</u>ことが重要です。

 ◆ 全ての教職員が、子どもが 感じる苦痛に着目し、どんな 小さな事例でも迅速に報告す る体制をつくる。(あらかじ め報告の流れを決めておく。)



- ◆ 報告を受けて委員会が認知したいじめについて、委員会が<u>具体的な対応の在り方などを協議し、校長が決定</u>する。
- ◆ 教職員は決定した方針に基づき、組織的にいじめ解消に向けた対応を行う。 インターネットを通じた、誹謗中傷などが確認された場合には、被害の子ど もがその事実に気付いているか否かにかかわらず、<u>書き込みを行った子どもに</u> 対して直ちに指導を行い、被害の子どもの保護者と連携して、通信の手段に応 じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。
- ◆ 委員会は対応の経過などについて報告を受け、次の対応などについて助言する。
- ◆ いじめ問題の対応経過については、<u>委員会が定めた様式に従って記録を残</u> す。その際、いわゆる5W1Hを明記する。
- ◆ いじめが解消されたか否かについては、教職員が行うのではなく、次の条件 が満たされていることを含め、**委員会が総合的に検討し、校長が判断**する。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月が目安)
  - ② 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。